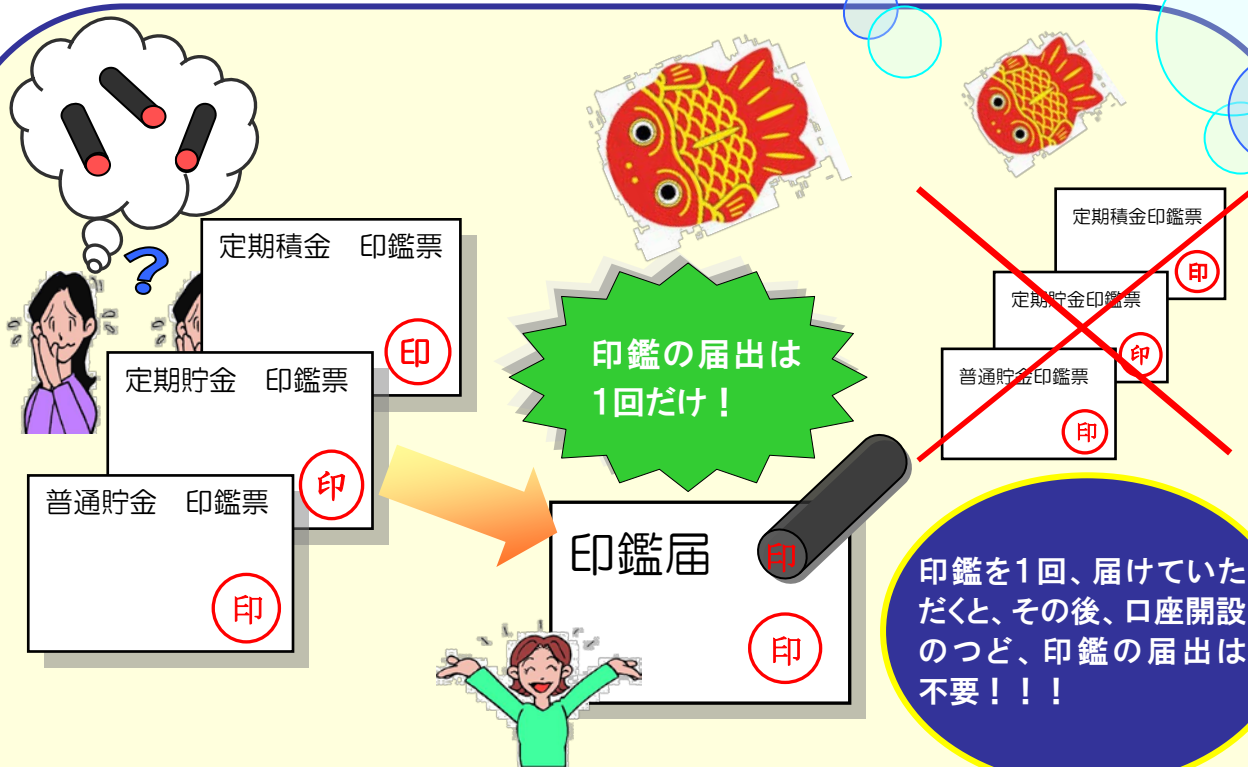


共通印鑑のご案内

共通印鑑の取扱いを開始しました。

貯金の『印鑑』のお届け手続きがカンタンになります!!!



- 「共通印鑑」とは、お客様の貯金取引に使用する印鑑を1つに統一することです。
- 「共通印鑑」でお届けいただくと、とても便利になります。
- ❖ 現在、貯金の申込のつど、印鑑をお届けいただいていたましたが、「共通印鑑」に変更することで、口座の開設のつどにお届けいただく必要がなくなります。
- ❖ お客様の貯金のお届出印を1つに統一することで、印鑑の管理がカンタンになります。

❖お持ちいただくもの❖

- ❖ 共通印鑑にする貯金口座の「現在の印鑑」と「共通印鑑としてお使いになる印鑑」
- ❖ お客様をご本人様と確認できる書類

- ❖ 「共通印鑑」の手続は、農協所定の書類に記入、押印いただきます。
- ❖ ご本人様のご来店いただけない場合は、「委任状」が必要になります。

ご不明な点がございましたら、窓口へお尋ねください。